

# 帯広市建設工事施工成績評定基準

帯広市総務部契約管財課

目 次

第1条	目 的
第2条	評定の方針
第3条	評 定 者
第4条	評 定 項 目
第5条	評 定 方 法
第6条	評 定 作 業
第7条	評定の特例

## 帯広市建設工事施工成績評価基準

### (目的)

第1条 この基準は、帯広市における建設工事（以下「工事という。」）の適正な執行を図るため、厳正かつ的確な評価を行うことにより、請負業者の資格審査の資料に供することを目的とする。

### (評価の方針)

第2条 工事の成績評価は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件、特殊事情を勘案し、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

### (評価者)

第3条 評価は、建設工事施工成績表（以下「成績表」という。）により、工事成績採点の審査項目別運用表（以下「運用表」という。）に基づいて、工事監督員、担当課検査員及び工事完成検査員が行うものとする。

### (評価項目)

第4条 評価は、次の掲げる審査項目について行うものとする。

審査項目	
評価項目	細別
1. 施工体制	I. 施工体制一般
	II. 配置技術者
2. 施工状況	I. 施工管理
	II. 工程管理
	III. 安全対策
	IV. 対外関係
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形
	II. 品質
	III. 出来ばえ
4. 高度技術（加点のみ）	I. 高度技術力
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫
6. 法令遵守等（減点のみ）	

### (評価方法)

第5条 評価は、前条に掲げる審査項目につき、運用表により各評価者が成績表の各細目ごとに a～e の該当する評価点を付して行うものとする。

- 2 評定者ごとの評価点は、前項により付された各考査項目ごとに評価点及び割増点の合計値を、標準点（65点）から加減した値とする。
- 3 工事の総合評価点は、工事監督員、担当課検査員及び工事完成検査員の合計点とする。

（評定作業）

第6条 評定作業は、次の各項目について行うものとする。

- （1）成績表は、完成検査の際、所用事項を記載し、工事担当課から契約管財課を経て、工事担当課に送付する。
- （2）成績表は契約担当課で保存する。
- （3）評定の結果、総合評価点が著しく低い場合（標準点の65点を下廻った時。）には、勧告等によって請負業者への注意喚起を促す。

（評定の特例）

第7条 共同企業体が施工した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施工したとみなして行うものとする。

- 2 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。ただし、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
- 3 市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この基準は、平成20年4月1日から施行する。